

ワシントン条約第19回締約国会議のNGO「Four Paws」が主催するサイドイベントで、トラの繁殖施設の問題を取り上げていました。

附属書Iに掲載されている生物種の繁殖施設については、業者名、場所や扱う種、繁殖する元となる個体の入手方法などの詳細をCITES事務局に登録しなければならないことになっています。そして特にトラについて、いずれ商業目的の繁殖施設を消滅させるために、「商業的規模でトラの繁殖を集中的に行っている締約国は、飼育個体数を野生のトラの保護にのみ資する水準に制限する措置を実施すること」という決定も2007年に出されています(14.69)。

大規模なトラの繁殖施設が存在する南アフリカとラオスで、NGOが政府管理当局にアンケートを行ったところ、繁殖施設のCITES遵守状況について未回答や把握していないという回答が返ってきました。調査では、全世界で野生のトラの生息数4400頭に対して繁殖されたトラは12500頭と3倍にものぼり、南アフリカには数百もの大型ネコ科動物の繁殖施設があるという情報もあります。そのためにトラの毛皮や虎骨、歯など体の一部の需要が常に刺激され、南アフリカや中国、ラオス、ベトナム、タイで繁殖施設は存在し続けています。

会場で上映された映像では、南アフリカのある施設でライオンとトラが隣り合わせの金網で仕切られたスペースで多数飼育されており、飼育環境が劣悪なものが映されていました。

またNGO「EIA」の調査の結果、ラオスから繁殖された幼獣がベトナムへ送られて成獣になり、大消費地である中国へ、またタイやミャンマーを経由して中国へ密輸されていることが報告されました。取引記録の無い300頭のトラが行方不明になるなど、多数のトラがその部位のために取引されているのです。

こういった状況は、施設が登録してあるかどうか、また登録してあってもその性質が変わってしまっているものがある、という実態が、CITESの決議が履行されていないこと、そのため野生のトラの減少に悪影響を与えていることを示しています。

そこで今回の会議では、米国が提出した原案にCITES事務局が加筆し、決議Conf. 12.10 (Rev. CoP15)の履行強化のための改正が提案されました。

- 事務局は、人工飼育施設の登録申請についてだけでなく、すでに登録されている施設の活動又は製品の性質に大幅な変更があった場合にも、全ての締約国に通報するものとする(5d)。
- 登録施設のある締約国(管理当局及び科学当局)は施設の状況を監視し、登録以降、活動の性質や製品について大幅な変更があった場合には、事務局に通知しなければならない(5.g)
- その施設の活動又は製品の性質の変更に関する情報については、(事務局の通報により)締約国にオープンにされ、いかなる締約国も、その変更(や施設の継続の取り消し)が関連決議の不遵守にあたると思われる場合には、そのように信じるに足る証拠を含む文書を付して異議唱えることができるようにする。
- 登録施設の変更に対する異議を受理した場合、事務局は、動物植物委員会のコメントを求め、問題が解決されない場合には、常設委員会にその検討を付託し、その可否の判断に基づいて、事務局は施設の変更を公表する。
- 登録施設の詳細はCITESのホームページにも掲載される
- CITES事務局は3年ごとに登録施設のある締約国に対して、登録施設の状況(継続、変更など)をチェックするよう求める

というものです。これら強化対策について、常設委員会で検討して、次の総会CoP20で提案を行うことが合意されました。

この文書には、保全を必要としている種について、繁殖施設はその保全に貢献するべきであること、繁殖施設が違法取引防止の努力に対してネガティブな影響を与えないことを、各国管理当局が徹底しなければならないとも書かれています。



CITES CoP19でのサイドイベントの案内チラシ

[参考] 商業的目的で飼育下で附属書Iの動物種を繁殖させる事業の登録 https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-55_2.pdf